

目標	第3期地域福祉計画の主な成果と課題(H29～令和2)			計画策定部会委員等の主な意見	第4期地域福祉計画					
	方向	取り組み・方向性	主な成果と課題【第3期計画の点検・評価シートより】		方向	位置付	取り組み・方向性(たたき台)	区分	第3期計画対応箇所	
1 「支え合い」を育む人づくり	(1) 福祉学習の推進	①	地域の集まり、企業内研修など、あらゆる機会を通じて、地域課題に関心や理解を持つ層を増やす取り組みを進める。	(主な成果) ①②⑤市の各課による人権学習のほか、市民活動団体と連携し、顕在化してきた地域課題(ひきこもりやLGBTQ、ヤングケアラー、災害時要援護者支援等)をテーマとした地域課題等を学ぶ講座等の開催、地域課題を共有するための勉強会等を実施したことで、地域での見守り活動や災害時要援護者支援の取り組みにつながった。 ③④新たな将来の担い手づくりの取り組みとして、高校生・大学生が地域の活動団体との協働し、地域課題の解決に取り組む活動を支援したことで、学生等が様々な地域課題を学び、市民活動団体と解決に取り組む協働体験を促進した。	(1) 福祉学習の推進		①	市民が主体的に地域課題に関心を持ち、取り組む意識を醸成するために、関係部局や各種団体等と連携し、地域づくりの拠点である生涯学習プラザを中心として、地域の福祉ニーズ等に応じた様々な学びの場づくりを進める。	継続更新	1-(1)-① 1-(1)-②
		②	交流・体験などを通じて仲間づくりや福祉活動への参加を促進するなど、参加者自身が自らの知識や能力を活用し、主体的に参加する意欲を高める取り組みを進める。	②			次の世代の担い手の育成に取り組むために、高校生、大学生等と市民活動団体との地域課題の解決に向けた協働体験の促進等を行う。	継続更新	1-(1)-③ 1-(1)-④	
		③	子どもや学生が地域と関わり、地域に対する愛着や誇りが育まれるよう取り組む。	③			小学校単位で設置した地域学校協働本部の取組に対して、福祉学習や様々な地域福祉活動に関する情報提供等を通じて、学校に関わる関係者に地域課題の共有や地域福祉活動等への理解を促進する。	継続更新	1-(1)-③ 1-(1)-④	
		④	次の担い手の育成に取り組むために、若い世代が地域課題の解決を体験的に取り組むことを推進する。	④			身近な地域課題を共有、学習するためのICTの活用も含めた様々な学びや協議の場づくりに向けて検討を行う。	新規		
		⑤	「みんなの尼崎大学」の取り組みを活用し、福祉課題の解決に向けた意識を醸成するための体系的な学びの場を作る。	⑤			高齢者等が利用する「シニア情報ステーション」の活用も含め、様々な媒体を活用し、福祉に関する研修・講座や地域活動等に関する情報発信を進める。	新規		
	(2) 地域福祉活動の担い手の発掘・育成・支援	①	インターネットを活用してSNS等により、若い世代に向けた地域活動の情報発信に取り組む。	(主な成果) ①市民活動団体の情報や学びに関する情報の収集・発信を行うポータルサイト「市民活動の広場あまがさき」や、「みんなの尼崎大学」の取り組みの一つである「学びの検索サイト」等を通じて、地域や市のイベント等の情報発信に努めた。 ②市社協の活動を補助することで、小学生対象の車いす体験や高齢者の見守り活動未実施地区を対象とした研修会など、幅広い世代がボランティア活動に参画するきっかけとなる取組が行われた。 ③「あまがさきチャレンジまちづくり事業」により、地域の課題解決に取り組む活動を行う団体等に補助を行ったほか、新たに「支え合いを育む人づくり支援事業」を実施し、高校生・大学生が地域課題の解決に市民活動団体と協働する取り組みを支援したことで、学生等による学習支援や地域の居場所づくり等、地域防災活動などが行われた。 ④市社協が各支部に設置したささえあい地域活動C「むすぶ」では、ボランティア講座受講者や生活支援サポーター養成講座修了者等で、活動希望者を登録し、マッチングを進めた。	(2) 地域福祉活動の担い手の発掘・育成・支援		①	市社協と連携し、地域資源情報を公開する地域情報共有サイト「あましえあ」の情報の充実を図るとともに、その情報を活用し、活動を希望する人や事業者等の地域福祉活動への参画や新たな活動の立ち上げを支援する。	新規	
		②	若い世代向けのボランティア講座等を行う市社会福祉協議会のボランティアCの活動を支援する。	②			学生等が地域活動に参加しやすい環境づくりに向けて、引き続き、高校生・大学生等の活動経費の支援や、市社協や地域振興Cと連携し、協働先となる市民活動団体の紹介等を行う。	継続更新	1-(2)-③	
		③	「あまがさきチャレンジまちづくり事業」において引き続き、福祉課題の解決に向けた取り組みを支援する。	③			市社協への支援を通じて、活動の協力が得られやすい既存の活動団体における活動者や市社協の「むすぶ」登録者に対して、地域で必要とされている分野の具体的な地域活動を提示することで、更なるマッチングを推進する。	継続更新	1-(2)-② 1-(2)-④	
		④	地域福祉活動を希望する人の能力、希望に応じてマッチングを行う仕組みの充実を検討する。	④			小学校単位で設置した地域学校協働本部の取組に対して、福祉学習や様々な地域福祉活動に関する情報提供等を通じて、学校に関わる関係者に地域課題の共有や地域福祉活動等への理解を促進する。	(再掲)		
							⑤	高齢者等が利用する「シニア情報ステーション」の活用も含め、様々な媒体を活用し、福祉に関する研修・講座や地域活動等に関する情報発信を進める。	(再掲)	1-(2)-④

目標	第3期地域福祉計画の主な成果と課題(H29～令和2)			計画策定部会委員等の主な意見	第4期地域福祉計画						
	方向	取り組み・方向性	主な成果と課題【第3期計画の点検・評価シートより】		方向	位置付	取り組み・方向性(たたき台)	区分	第3期計画対応箇所		
(3) 地域福祉活動を支援する人材の育成	①	引き続き、地域での活動を支援する市社会福祉協議会の地域福祉活動専門員に対する支援を行う。	<p>(主な成果)</p> <p>①市社協の地域福祉活動専門員の研修経費を補助することで、住民ニーズの多様化・複雑化に対して様々なネットワークを活かした地域の居場所づくり等に向けた支援や地域の様々な困り事への対応が行われた。</p> <p>②地域に接する機会の多い、地域振興Cや南北保健福祉C、子どもの育ち支援C(いくしあ)の職員に対し、市社協や民生児童委員、保護司等の活動周知や連携するための研修を行った。</p> <p>③専門職と地域の団体、住民等が地域課題の共有、解決に向けて取り組むための地域福祉ネットワーク会議を6地区に設置した。</p> <p>(課題)</p> <p>①多様化・複雑化する課題の解決に向けて、引き続き、市社協の地域福祉活動専門員の個別支援や地域づくりに向けた専門性の向上が必要となる。</p> <p>②課題を抱えた市民の早期把握や様々な課題に対応した多様な地域福祉活動を推進するための、地域住民や専門機関等の支援関係者が連携し、取り組む意識を高める必要がある。</p>	<p>・地域振興Cは自治会役員等には身近だが、市民には市役所の出先の一つという認識で、役割が浸透していないのではないか。</p> <p>・市が地域づくりのために配置した地域課職員も人により活動にばらつきがある。浸透させていくには時間がかかる。</p> <p>・民生児童委員向けの市社協と地域包括支援Cで研修を年1回開催しているが、顔の見える関係を作る目的では、地区全体の大きな会議よりブロックごとの会議が有効であると考えている。</p> <p>・民生児童委員や保護司等の支援関係者が相互理解を図るためには、全体研修のような大きな場で座学中心の研修ではなく、小さい単位でのグループワーク等による支援関係者相互のコミュニケーションが図れるような研修などが必要だと考える。</p>	(3) 地域づくりを支援する人材の育成		① 地域福祉活動専門員の研修経費の補助などを通じ、多様な複合化した地域課題に対応できる専門性の向上に向けた支援を行う。	継続更新	1-(3)-①		
		② 各団体との連携に取り組むNPO法人の活動に対する支援について検討を行う。					② 市職員や地域包括支援C等の支援関係者と地域で活動する民生児童委員や保護司等の支援関係者が、顔の見える関係を基本とした相互理解研修を実施する。			継続更新	1-(3)-③ 1-(3)-④
		③ 市民の活動を支援するために市職員に対して地域福祉に関する研修を実施する。									
		④ 多様な福祉専門職が、地域住民と協働するための取り組みについて検討を進める。									
2 多様な主体の参画と協働による地域づくり	①	地域を支える重層的なネットワーク構築に向けて市社協と連携して取り組む。	<p>(主な成果)</p> <p>①②市社協の地域福祉活動専門員や子育てコミュニティワーカーが様々な地域活動の中で地域の福祉課題を共有したことで、地域住民や支援関係者による協議の場が構築され、子どもや高齢者の居場所や見守り等の活動が立ち上がった。</p> <p>③全小学校に地域学校協働本部を設置し、支援者間の連携強化を図り、地域と協働した防災教室等の取組が行われた。</p> <p>④6地区に設置した地域福祉ネットワーク会議では、多様な活動主体や行政が参画し、地域福祉活動の担い手不足や要配慮者支援等の地域課題の共有、解決の話し合いが行われた。</p> <p>⑤地域福祉推進協議会を設置し、同協議会に課題の具体化を検討する地域福祉活動方策検討チーム(我がことチーム)及び複合的な課題を抱える事例検討チーム(丸ごとチーム)を設置し、「ひきこもり支援」の検討や福祉への関心を高めるための意識啓発の取組等を実施した。</p> <p>(課題)</p> <p>①②市社協と市の把握する情報の共有を図られていないことで、それぞれの支援関係者とのネットワークが共有できていない。</p> <p>①②④コロナ禍で会場の利用人数の制限や福祉事業者等の支援関係者の参画が困難といった課題もあり、会議の開催手法等の検討が必要となる。</p> <p>④地域福祉ネットワーク会議は、地区ごとに開催頻度、参画団体数等が異なり、取組にも濃淡があるほか、高齢者等の見守りや災害時要援護者支援等の全市共通の地域課題の協議が行われていない。</p> <p>⑤地域福祉推進協議会において地域福祉ネットワーク会議で解決できない課題への対応の充実が必要</p>	<p>・市民から見た場合に、自然な形でネットワークに入れるような「場」もしくは「枠組み」があるとよい。</p> <p>・子育て世代ならば「学校園」、「学習塾」など、さらに、商店街、コンビニ、ガソリンスタンド、歯医者、携帯ショップ等、もっというとパチンコ店やファーストフード店など、かなりアングルを広げて、街中の多様な主体とネットワークしてみるのはいかがでしょうか。</p>	(1) 地域を支えるネットワークづくり	重層	① 市社協と連携し、様々な市民等が活動しやすい圏域で、興味関心に応じた「子育て」「高齢者等の見守り」などの様々なテーマを自主的、継続的に話し合う場の構築を支援する。	継続更新	2-(1)-① 2-(1)-②		
		② 身近な生活圏域で、住民が「子育て」「高齢者等の見守り」などのテーマを自主的、継続的に話し合う場の構築を支援する。					② 市社協と連携し、地域住民や福祉専門職、事業所、当事者団体等の多様な活動主体に地域福祉ネットワーク会議への参画を促すとともに、地域特有課題や高齢者等の見守りや災害時要援護者支援等の全市共通課題の共有、解決に向けた協働を推進する。			継続更新	2-(1)-① 2-(1)-④
		③ 地域の人々の学びやスキルを發揮して学校を支援する活動が進むことで、活動に参加している地域住民、団体のつながりづくりを進める。					③ 地域福祉推進協議会等により、地域福祉ネットワーク会議で提起された地域福祉活動の推進方策や複合化した個別課題の解決に向けて協議、検討を行う。			継続更新	2-(1)-⑤
		④ 6地区に地域住民と各専門機関が課題を共有し、解決策を協議する地域福祉ネットワーク会議の設置に取り組む。									
		⑤ 全市的な取り組みを様々な関係機関等と協議する地域福祉推進協議会を設置する。									

目標	第3期地域福祉計画の主な成果と課題(H29～令和2)			計画策定部会委員等の主な意見	第4期地域福祉計画																
	方向	取り組み・方向性	主な成果と課題【第3期計画の点検・評価シートより】		方向	位置付	取り組み・方向性(たたき台)	区分	第3期計画 対 応 箇 所												
実(2) 地域での見守り・支え合いの充 (3) 多様な手法による地域福祉活動の推進	①	訪問型の高齢者等の見守り活動とともに、通い型の高齢者ふれあいサロンなど、地域特性に合わせた多様な見守りによる支え合いを進める。	(主な成果) ①地域福祉活動専門員や子育てコミュニティワーカーの支援により、高齢者等の見守り活動やふれあいサロン、子どもに寄り添う居場所など、地域の特性に応じた多様な見守り活動が広がった。 ②また、地域の居場所の中には、子どもから高齢者まで、様々な世代の交流の場となるものや、不登校児童の居場所になっているものも見られている。	・地縁団体が弱体化し、地域の支え合いが弱っている。ワンルームマンションは町会未加入者が多く、出入りも激しく、民生児童委員が把握することも難しい。 ・高齢者になると日々の生活に不安があり、地域ごとに高齢者同士がコミュニケーションの取れる場所が必要だが、コロナ禍で休止している居場所などが多い。 ・高齢者が高齢者を見守る現状に限界を感じている。 ・「福祉」の「場」や「ネットワーク」があることは、社会のセーフティネットとして重要なインフラだと思うが、「社会」のほうにも、まだポテンシャル(資源)がたくさんあるかもしれません。 ・近所の床屋が、居場所を失ったことも達の駆け込み寺のような「場」になり、店内でテレビゲームをしながら、ご主人(床屋さん)に悩み事を打ち明けている。また、孤立する(と言われる)高齢者の中には、朝のバチンコ店の行列に並び、若い女性店員に挨拶するのが日課という人も。「立ち飲み屋」が交流の場という人も少なくありません。 ・障害のある単身者で、地域で生活している人が多くいる。地域で、安心・安全な自分らしい暮らしをするには、地域住民の支援が不可欠だが、以前のように相互扶助の考えも無くなりつつある。 ・障害のある人で要支援者名簿等提出している人が多くいます。災害時等の有事にも応じていただけたら考えるので、障害のある人の見守りも一緒にお願したい。 ・見守りや居場所づくりには、学校をキーとして繋がることができれば良いのではないかと。小田会(小田地区の各団体で構成する任意団体)では、地域学校協働本部のアシスト事業(地区内の8小学校に30,000円ずつ支給)を独自で行い、積極的な学校活動の支援により、学校と地域団体の連携が進んでいる。 ・高齢者の見守りは、訪問型の見守り活動だけでなく、ふれあいサロンや体操など、地域のつどい場での見守りも含めて、地域全体で緩やかにお互いを見守り支えあう活動を推進し、面で支えていくことが大切である。 ・子どもに対しても、登下校の見守りや子ども食堂、中高生支援の居場所などが増えてきている。不登校やYCなど、子どもの抱える課題を地域住民に伝えていく場をつくることで、地域の中に気づきの芽をより多く得ることにつながり、早期に適切に専門職につながるケースが増えるのではないかと考える。 ・コロナ禍前から担い手の育成、掘り起しは課題だが、それに加えて「withコロナ」の中で、いかに地域活動を再開または新規構築するか検討が必要である。 ・コロナ禍では繋がりが続いている意図的な仕掛けが必要。ICT活用助成の取組やICT活用のノウハウ周知など、情報とつながりづくりの掛け合わせが必要である。 ・市の役割として、地域の取組みをデータ化・マップ化・市民に広げ、共有できる仕組み作りが必要。また、第3期の成果を持続し、「横展開」し、そして何よりも成果を発信していくことが求められる。	(2) 地域での見守り・支え合いの充実	重層	① 高齢者等の要支援者を対象とした訪問型の見守りや通い型の見守り等重層的な見守り活動を進めるとともに、市社協や地域振興Cと連協圏域に限定しない見守りを推進する。	継続更新	2-(2)-①												
		② 子どもに寄り添い地域のつながりの場にもなる取り組みが一層広がるよう検討する。	(課題) ①社会福祉連絡協議会圏域での訪問型の高齢者等見守り安心事業は、活動者の高齢化による負担感や担い手不足等の課題があり、新規地区の立ち上げは低調となっている。 ②課題を抱えた当事者が、地域で安心して過ごせる居場所の充実が必要となる。				② 子どもから高齢者まで、また課題を抱えた当事者も含めて交流や活躍のできる多様な居場所づくりを進める。(地域づくり事業)	継続更新	2-(2)-② 2-(2)-③												
		③ 地域の様々な居場所が子どもから高齢者まで、また課題を抱えた当事者も含めて交流できる居場所に発展するよう取り組みを進める。					③ 市民活動団体と高校生・大学生等が福祉課題の解決に向けて協働する取組を支援することで、地域福祉活動の推進に取り組む。	継続更新	2-(3)-②												
	①	ホームページ等を活用し、市民への地域で行われている活動の情報提供を充実させる。	(主な成果) ①④市や市社協が把握する様々な地域資源情報を共有することで、その情報を活用し、活動を希望する人や事業者等の地域福祉活動への参画や新たな活動の立ち上げを支援するために、地域情報共有サイト「あましえあ」を開設したほか、シニア元気UPパンフレットを発行した。				④ 市社協と連携し、地域資源情報を公開する地域情報共有サイト「あましえあ」の情報の充実を図るとともに、その情報を活用し、活動を希望する人や事業者等の地域福祉活動への参画や新たな活動の立ち上げを支援する。	(再掲)	2-(3)-① 2-(3)-④ 2-(3)-⑥ 2-(4)-① 2-(4)-②												
		② 活動への参加を希望する人の希望等に応じて地域活動につなげる市社会福祉協議会のボランティアCの取り組みを支援する。	②市社協の6地区の地域活動C「むすぶ」では、ボランティア講座等に応じて地域活動につなげる取組を進めたほか、子育てを「援助してほしい人」と「援助したい人」が会員となり地域で支え合う仕組みのファミリーサポートCを運営し、その会員登録者数は年々増加している。							⑤ 小学校単位で設置した地域学校協働本部の取組に対して、福祉学習や様々な地域福祉活動に関する情報提供等を通じて、学校に関わる関係者に地域課題の共有や地域福祉活動等への理解を促進する。	(再掲)	2-(3)-① 2-(3)-④									
		③ 地域福祉活動の立ち上げ支援、有償ボランティアなどの、様々な手法による地域福祉活動の推進に向け検討を行う。	③市社協と連携し、市民活動団体と高校生・大学生との協働の取組を支援したことで、高齢者が集えるふれあい喫茶の立ち上げや、子ども食堂や健康づくり体操などの地域福祉活動の活性化が図られた。										⑥ 地域や社会で活躍する職員やこれから挑戦しようとする職員の後押しと庁内における理解促進を目的として、「尼崎市職員パレルキャリア応援制度」を創設した。								
		④ 先進的に取り組む活動事例をP令和し、新たな団体が地域福祉活動に参画しやすい環境づくりを進める。	⑤地域や社会で活躍する職員やこれから挑戦しようとする職員の後押しと庁内における理解促進を目的として、「尼崎市職員パレルキャリア応援制度」を創設した。													⑥様々なソーシャルビジネスが立ち上がり、その中には、子育て中の悩みを抱えた母親等が集まり就労する場が生まれるなど、地域課題の解決にもつながる取り組みも見られた。					
		⑤ 職員有志のボランティア活動等を推進し、職員の地域活動の参加促進に取り組む。	(課題) ②活動を希望する人材の確保、育成とともに、「むすぶ」登録者の活動志向に応じたきめ細やかな活動情報の提供が課題。 ②ボランティア登録につながった受講者を中心に、活動につなげるための働きかけや、組織化支援が必要となる。																		
		⑥ ソーシャルビジネスの担い手が数多く集まり、生まれ育っていく環境づくりを進めるための支援策を検討する。	③担い手不足等で、活動頻度が高く地域住民が負担を感じる見守り活動等の立ち上げや継続が困難となっている。																		
	に(4) よ社 会地 域福 祉 貢 献 人 の、 推 企 進 業 、 N P O 等	① 社会福祉法人に地域公益活動の実施に向けた、啓発や情報提供などを行う。	(主な成果) ①地域公益活動の啓発等を行ったことで、前年度の新設法人以外は活動を実施している。 ②地域福祉活動専門員が地域活動に関心の高い事業所と、地域住民をつなぐことで居場所づくりを支援した。				⑥ 地域公益活動の未実施の社会福祉法人に対しては、指導監査実施時等に他法人の取り組み状況等を踏まえた助言を行うことにより、地域公益活動の積極的な実施に向けた、啓発や情報提供を行う。	継続更新	2-(4)-① 2-(4)-② 2-(4)-③												
		② 社会福祉法人、企業、NPO等の取組を市ホームページ等で庁内外に発信するとともに、それぞれのつよみを活かして、協働して地域の課題に取り組むよう働きかける。	③尼崎市ケアマネジャー協会や民間事業所と連携した講座を開催し、地域住民や当事者の防災意識の向上に取り組んだ。 ④社会福祉法人や株式会社の協力を得て、福祉避難所として計画期間中に19施設を新たに指定し、令和3.3月末現在で40施設となった。							⑦ 地域福祉推進協議会等により、地域福祉ネットワーク会議で提起された地域福祉活動の推進方策や複合化した個別課題の解決に向けて協議、検討を行う。	(再掲)	2-(4)-② 2-(4)-③									
		③ 社会福祉施設が地域の交流の場や福祉避難所としての協力を行うなど、地域貢献に取り組むよう働きかける。	(課題) ①社会福祉法人、企業、NPO等の活動の把握とともに、様々な地域活動とのコーディネートが課題となっている。																		

目標	第3期地域福祉計画の主な成果と課題(H29～令和2)			計画策定部会委員等の主な意見	第4期地域福祉計画																				
	方向	取り組み・方向性	主な成果と課題【第3期計画の点検・評価シートより】		方向	位置付	取り組み・方向性(たたき台)	区分	第3期計画対応箇所																
3 誰もが安心して暮らすを 支える基盤づくり	(1) 包括的・総合的な 相談支援体制の充実	①	市政出前講座やホームページ等を通じて行政等の各相談窓口を広く周知する。	(主な成果) ②⑦しごと・くらしサポートC尼崎において生活困窮者からの幅広い相談に応じ、支援計画に基づき各種支援が包括的に行われるよう関係機関との連絡調整等を行い、寄り添い型の支援を展開した。 ③地域福祉推進協議会において、地域福祉ネットワーク会議で課題提起されたテーマについて協議を行い、支援方法等の共有を図った。 ③④課題を抱え潜在化する市民の早期把握と支援に向け、南北保健福祉C、子どもの育ち支援C(いくしあ)、地域振興C職員に対し、民生児童委員等の役割や活動等について研修を継続実施した。	(1) 包括的・総合的な 相談支援体制の充実	重層・再犯	①	複雑・複合化した課題を受け止め、支援関係者による円滑な支援体制を構築するために、次の取組を進める。 ○ 既存の各分野の相談支援窓口間での連絡・調整のルール化及び連携意識の醸成(包括的相談支援事業) ○ 支援を拒否するケース等に対するアウトリーチ機能の充実(アウトリーチを通じた継続的支援事業) ○ 多様な活動主体が支援に必要な情報を共有し、適切な役割分担のもと、当事者の状況や意向を尊重した包括的な支援を提供できる仕組みづくり(多機関協働事業:(仮称)包括化推進員の設置等) ○ 社会福祉法に位置付けられた本人同意がなくても支援関係者間での支援に必要な情報共有を可能とする「支援会議」等の効率的・効果的な実施(多機関協働事業)	新規																
		②	しごと・くらしサポートC尼崎の体制充実と地域、専門機関、行政の重層的なネットワークを強化し関係機関活動を支援する。	⑤課題を抱え、直ちに一般就労の難しい生活保護受給者等に対して、支援段階に応じて就労準備セミナー及びボランティア・職業体験を組み合わせた計画的な支援や「しごと・くらしサポートC尼崎」の職業紹介機能による段階的な就労支援を実施した。 ⑥生活保護世帯等の小学4年生から中学3年生に対して学習支援を行い、高等学校等の進学につなげたほか、中・高校生が将来を考えるきっかけづくりのために作成した冊子「未来へススメ」を配付した。				・行政に情報提供した後の対応の情報が返ってこないため、対応がとられているのか不安に感じることもある。 ・市職員に現場や地域を知らない人が多い。地域の活動を知ることと連携がスムーズになり互いに情報共有もできる。 ・事業所の地域福祉活動専門員との連携意識が低い理由は、インフォーマル支援との連携意識の低さが考えられる。 ・民生児童委員と連携することで、支援が必要なケースの把握や介入がしやすかったが、コロナ禍で、民生児童委員の協力を得ることが難しく、連携が弱くなったと感じている。 ・困り事は地域にたくさんあり、地域が把握できていないケース、把握していても関係機関につなげられていないケースがある。 ・義務教育修了後、家族・家庭任せで何十年も経っているケースが多く、ひきこもり等で接点のない人の支援を考えてほしい。 ・教育、防犯、防災等の他分野や異業種間連携の仕組みが必要である。 ・記載の「インフォーマル支援」、もしくは「アンフォーマル支援」を、福祉領域において、もっと広く認めていくことが要請されているように感じる。「ワンストップ相談」と記載されている箇所も、困窮した市民においては、要は「よろず相談」を求めているのではないか。 ・子育てについての悩みや相談がある場合、どこにつながれば良いのかということを知りやすく周知することも挙げてほしいです。 ・重層的支援整備体制事業では、多機関協働事業において複合的な課題に対する支援体制をとるものと考えています。その中核を担う機関の果たす役割が非常に重要であり、この事業の実現のためには庁内外の連携と仕組みの構築が必要だと考える。 ・住宅確保要配慮者向けの居住支援策の検討が必要である。 ・地域にとっては、市役所に相談したいことがあってもどこに行けば良いのか分からないという思いがある。たらい回しにされないような仕組みがあればありがたい。 ・「民生児童委員との連携強化」が必要である。「withコロナ・afterコロナ」にあわせた方法で連携を強化していかなければならない。(研修や交流会のICT化や小グループ化等の形態変更) ・地域の中で支援を必要とされる方への支援機関(高齢者、児童、障がい者)を重層的に支援できる体制の構築が必要である。そのためには全分野の基幹的機能を備えた機関の構築や、地域で分野を超えてそれぞれの支援策を利用できるような仕組みも必要である。			② 生活困窮者の支援体制を確保し、ニーズに応じた自立支援の取組を進める。また、市社協や支援機関と連携しながら、迅速かつ適切な支援に努める。	継続更新	3-(1)-② 3-(1)-③												
		③	各相談窓口と連携し、地域における課題の早期把握・支援のネットワークの充実、強化に取り組む。	⑧令和元年10月に設置した子どもの育ち支援C「いくしあ」と保健福祉Cが連携し、ひきこもり支援に関する事業内容の整理や共有を図り支援につなげた。 ⑨市社協の地域福祉活動専門員が地域住民や支援機関と連携し、ゴミ屋敷等の制度の狭間や複合的な課題を抱える世帯の支援に取り組むことで、地域や支援機関との早期発見・支援のネットワークが広がっている。							重層	③	関係機関と連携して、相談者の意欲・能力に応じた段階的な就労支援に取り組む。	継続更新	3-(1)-⑤										
		④	市各窓口への研修を充実し、市職員一人ひとりが相談支援のワンストップ窓口であることを意識した早期把握、早期対応に取り組む。	(課題) ②コロナ禍による雇用・就業等への影響から、経済的な生活課題を抱える人の相談の増加に対応した支援体制の強化が必要。 ②③相談件数が増加する一方で、従来増加傾向にあったひきこもり等に関する相談が減少しており、社会的孤立にある人が相談につながりにくくなっている傾向が見える。自ら相談に来れない人に支援を行うには、当事者や家族に対するアウトリーチに加え、関係機関へ相談窓口を周知し、相談者を円滑につないでもらう必要がある。 ②④⑤複合的な課題に対応した支援メニューや社会資源の発掘、把握が不十分なため、支援の長期化が課題である。 ⑥低年齢期から学習を習慣付けることが重要であるが、現在は高等学校等への進学を目指す中学3年生の参加を優先しており小学生の待機者を多く抱える状況にある。 ③⑦複雑・複合化した福祉課題の適切な対応のために、支援に係わる市職員、関係者の連携意識やスキル向上等が必要となる。									重層	④	発達障害や知的障害等が疑われる子どもについては、学習支援教室を含め適切な支援機関や各種事業につなげられるよう、関係機関と情報共有・連携強化を進める。	継続更新	3-(1)-⑥								
		⑤	関係機関と連携して、相談者の意欲・能力に応じた段階的な就労支援に取り組む。	⑦福祉の専門的な支援に加え、法的支援などの様々な分野別の専門機関と連携するための取り組みを進める。											重層	⑤	社会福祉協議会と連携し、地域福祉活動など地域の支え合いにつなぐなど、長期的、継続的な伴走支援を行う。	継続更新	3-(1)-⑨						
		⑥	「貧困の連鎖」を防止に取り組む	⑧設置予定の子どもの育ちに係る支援Cで、子どもに関する幅広い範囲の総合相談や、総合的かつ継続的な支援を行うための拠点として取り組みを進める。													重層	⑥	居住支援の充実を図るために、庁内連携による情報共有の強化により、支援機関や支援関係者に対して必要な居住支援情報の提供を行う。	新規					
		⑦	福祉の専門的な支援に加え、法的支援などの様々な分野別の専門機関と連携するための取り組みを進める。	⑨発達障害や知的障害の疑われる子どもや不登校児童等への支援のため関係機関との連携強化が必要である。															重層	⑦	地域における課題の早期把握・支援のネットワークの充実、強化に取り組むために、南北保健福祉C職員等の各支援関係者が、地域や関係機関との連携に資する研修等を継続的に実施する。	継続更新	3-(1)-④		
		⑧	設置予定の子どもの育ちに係る支援Cで、子どもに関する幅広い範囲の総合相談や、総合的かつ継続的な支援を行うための拠点として取り組みを進める。																						
		⑨	専門機関の支援終了後も、必要に応じて社会福祉協議会支部事務局と連携して地域福祉活動など地域の支え合いにつなぐ。																						

目標	第3期地域福祉計画の主な成果と課題(H29～令和2)			計画策定部会委員等の主な意見	第4期地域福祉計画						
	方向	取り組み・方向性	主な成果と課題【第3期計画の点検・評価シートより】		方向	位置付	取り組み・方向性(たたき台)	区分	第3期計画対応箇所		
(2) 権利擁護の推進	①	虐待の広報・啓発や成年後見等支援Cの周知を図るとともに各相談窓口や警察とも連携を深め迅速な対応に努める。	<p>(主な成果)</p> ①関係機関や当事者への周知等に取り組んだ結果、成年後見等支援Cの相談支援件数は増加傾向にある。 ②平成30年1月に設置した南部・北部保健福祉C内に成年後見等支援Cを一体的に設置した。 ③福祉サービス利用援助事業の実施にかかる市社協の人員体制整備の補助を実施し、利用契約件数の増につなげた。 ④虐待の相談件数等の増加に対応し、南北保健福祉Cを中心として関係機関が連携した相談支援の充実とともに、虐待等に対応する職員の人材育成を進めた。 ⑤「障害者差別解消支援地域協議会」での啓発用パンフレット作成や活用方法等の協議を行ったほか、令和2年度に制定の「尼崎市人権文化いきづまづくり条例」のパンフレットに障害者差別解消法の概要等を掲載し、周知・啓発を図った。 ⑥ 障害者差別解消法の趣旨や重要性等に対する意識の醸成を図るため、新任課長や新採職員等を対象の研修を開催した。 <p>(課題)</p> ①②当事者の判断能力が低下し、支援を拒否する対応困難ケースの増加など支援が長期化する傾向がみられた。 ①児童虐待の相談件数等の増加に対応し、関係機関が連携した相談支援の充実と、関係機関職員の人材育成が必要となる。 ①②③成年後見制度利用が必要な人を把握した場合に、関係機関等が連携し支援を行う「地域連携ネットワーク」の機能強化が必要である。 ⑤障害者差別解消法の認知度は、令和2年2月に障害当事者等向けのアンケート結果で14.0%と未だ低い状況にある。	<p>・アンケート結果からも成年後見制度が十分に周知されていない結果となり、周知をきめ細やかに行っていくことが必要である。 ・成年後見等支援Cは市民に十分に周知されておらず、市民後見人の養成研修も広報が十分でないために人が集まらないのが現状である。 ・福祉・司法等の各種専門職団体や関係機関の連携により、専門的な助言・支援を得ながら、日常生活自立支援事業や成年後見利用の利用促進とそとのための体制整備、地域における権利擁護意識の向上のための地域連携ネットワークの構築が計画で不可欠である。 ・単身高齢者の増加に対応し、見守りや安心通報事業、身元保証、死後事務を一体として提供することが必要である。 ・市長申立てに時間がかかる場合の関係者理解を得るための情報共有や、時間のかかったケースの事後検証等が必要である。 ・市長申立ては後見人が選任されるまで時間がかかるため、地域包括支援Cやケアマネジャー等の支援者の負担が大きい。特に金銭管理や入院時の保証人等、後見人決定までの間、支援者が業務の範囲を超えて行わなくてもよいような公的な仕組み作りが必要である。 ・時間がかかるから仕方ないではなく、少しでも早く申し立てできる方策の検討が必要である。 ・成年後見制度の必要性が高まる中で、後見人の相談やフォロー、受任調整の支援等を中核機関で担っていくための体制整備が必要である。 ・障害者施設から学校園に対して、出前授業・交流授業を行い、実質的に福祉の理解を図る教育の取組みを定期的に実施・開催していくとよい。既に行われているならば、PTAや地域に広報していくとよい。</p>	(2) 権利擁護の推進	成年・重層	①	成年後見等支援Cを中核機関と位置づけ、①権利擁護支援の地域連携ネットワークにおけるコーディネート機能の付加、②対応困難ケースに対する関係機関への助言・指導や進捗管理の実施、③多機関協働事業実施者と連携し、複雑化・複合化した事例への対応を行う。	新規		
		②					成年後見制度の円滑な運用に向け、①「成年後見等支援C運営委員会」における支援者の負担軽減に向けた協議や事例検討等を通じた市長申立から決定までの期間等の短縮化を含めた運営改善の検討、②家庭裁判所の後見人決定処理の迅速化のための「受任調整会議」での後見人候補者の事前決定や候補者が支援に参画できる体制の検討を行う。	新規			
		③					市民後見人養成等に向け、①ICTを活用した養成研修の検討、②未活動の養成研修修了者等に対する知識・スキル向上に資する生活支援サポーター養成研修の受講奨励やささえあい地域活動C「むすぶ」を通じた活動案内、③市民後見人の必要経費の支弁等の検討を行う。	新規			
		④					成年後見制度の周知啓発に向け、①市社協や地域振興Cと連携した民生児童委員の研修会や見守り安心委員会等での啓発、②教育委員会と連携した保護者向けの啓発チラシの配付等、③市民向けの全市フォーラムの実施、④市報・社協だより等の広報誌や市ホームページによる継続周知を行う。	継続更新			3-(2)-①
		⑤					相談事例等、市が把握した人権侵害や差別事象については、課題の的確な把握に努めるとともに、適切なタイミングで適切な支援が行えるよう支援体制の充実や関係機関との連携強化に取り組む。	継続更新			3-(2)-④ 3-(2)-⑤
		⑥					地域における課題の早期把握・支援のネットワークの充実、強化に取り組むために、南北保健福祉C職員等の各支援関係者が、地域や関係機関との連携に資する研修等を継続的に実施する。	(再掲)			3-(2)-⑥
(3) 適切な福祉サービスの提供と情報利用の推進	①	適切な福祉サービスの確保に向けて、関係各課が連携し指導監査等の充実を図るとともに、苦情解決体制の向上を図る。	<p>(主な成果)</p> ①社会福祉施設等に関する苦情等があった場合、関係課が連携し、関係者からの迅速な聞き取り、必要性に応じて優先して実施調査を行うなど、実地指導を効果的に行った。 ②③「市報あまがさき」の点訳・音訳版等の発行や、「お知らせ欄」のファックス番号併記など、障害のある人に資する施策や情報等の提供を行ったほか、テレビ・電話通訳を導入し、外国籍住民が行政に相談しやすい環境を整備した。 ④出席者に守秘義務をかけることで、支援対象者の同意を待たずに、速やかに支援機関相互の情報共有と支援策の検討を行う「個別支援会議」を新たに設置した。 ⑤在宅医療・介護連携体制の充実を図るために、ケアマネジャー等の支援者が在宅医療を支える地域の医療機関を把握することのできる在宅医療機能マップシステム(あまつなぎ機能マップシステム)の運用を開始したほか、地域情報共有サイト「あましえあ」を開設した。 <p>(課題)</p> ②③引き続き、障害のある人や高齢者、外国籍住民等の情報弱者が円滑に情報を取得・利用しやすい環境を整備する必要がある。 ④「個別支援会議」を活用し、複合的な課題を抱えたケースに対し、関係機関が相互の役割を理解し連携した支援を行っていく必要があるが、個別支援会議の開催への職員の負担等もあり、十分に活用されていない。	<p>・尼崎市は外国人市民も一定数いて、コロナ禍による生活困窮に陥った世帯も多いのではないかと。災害時を含めた情報支援や日頃からの地域内での交流・つながり促進に向けた取組についても記載が必要ではないかと。 ・苦情等の「FAQ」をデータベース化して、公開していくとよい。</p>	(3) 適切な福祉サービスの提供の推進	成年	①	引き続き、適切な福祉サービスの確保に向けて、市の関係各課が連携し指導監査等の充実を図るとともに、苦情解決体制の向上を図る。	継続	3-(3)-①	
		②					意思疎通に課題を抱える市民を支援し、様々な媒体を活用して必要な情報を取得するための制度などの情報提供に努める。	継続更新			3-(3)-② 3-(3)-③
		③					障害特性に応じて、必要な情報が合理的な配慮のもとで適切に確保、利用できるよう、広報・啓発等に取り組む。	(再掲)			3-(3)-④ 3-(3)-⑤
		④					地域課題の共有・解決のために、行政の様々な情報を地域の関係者や団体、専門機関で適切に共有する方法を検討する。	(再掲)			3-(3)-②
		⑤					将来的な取り組みとしてICTを活用して様々な情報を関係機関の間で共有し、支援の一体的提供の仕組みの検討を進める。				

目標	第3期地域福祉計画の主な成果と課題(H29～令和2)			計画策定部会委員等の主な意見	第4期地域福祉計画				
	方向	取り組み・方向性	主な成果と課題【第3期計画の点検・評価シートより】		方向	位置付	取り組み・方向性(たたき台)	区分	第3期計画対応箇所
(4) 要配慮者(災害時要援護者)支援の推進	①	避難行動要支援者名簿を整備するとともに、災害時に備えて日頃のつながり作りの大切さ等についての啓発を行う。	<p>(主な成果)</p> ①名簿や個別支援計画の作成に活用するために、令和2年度に要支援者や支援関係者の情報を管理、地図上で把握する要支援者システムを導入した。 ②市防災総合訓練や地域防災訓練において、新たに要配慮者やJMAT等を交えた実働訓練等を実施した。 ③社会福祉法人や株式会社等と協議し、計画期間中に19施設を福祉避難所として新たに指定した。(令和3.3末:40施設) ④福祉避難所開設・運営マニュアル作成手順書を策定し、また令和2年度にはコロナ禍における感染症対策を踏まえた改訂を行い、指定施設への周知を図った。 <p>(課題)</p> ①地域の防災意識を高め、支援関係者を増やすために、市社協や福祉専門職等の支援関係者と関係部局が連携しながら、市民の共助意識を高めていく必要がある。 ②災害時に備え福祉専門職からの受援体制の構築が必要だが、コロナ禍で職能団体との協議が十分に行えなかった。 ③開設運営マニュアル作成や訓練等が実施できていない福祉避難所指定施設がある。	・公助は期待できないため地域で顔の見える関係が必要だが、阪神淡路大震災の記憶が風化し、町会の役割を実感しづらい。 ・民生児童委員も高齢者で目が行き届かないことも多く、災害時の具体的な行動等が示されると不安が少しでも解消される。 ・民生児童委員一人では責任が重すぎる。要配慮者を自治会と共有し、避難に協力してもらえるようにしてほしい。 ・要配慮者の避難方法を決めておく支援計画があると心強い。 ・災害発生前に福祉避難所の整備を進めてもらいたい。一方で介護施設は人員不足で災害対策が不十分で、マニュアル作成の支援が必要である。 ・要配慮者や地域のみなさんと一緒に「福祉避難スペース」(not only福祉避難所)の拡充を検討していくとよい。 ・福祉避難所は、施設の協力で増えているがまだ数が少ない。障害のある人の場合、第1福祉避難所を地域ごとにつくり、そこに避難し障害ニーズごとにトリアージして第2福祉避難所へ案内するようなシステムを構築してはどうか。 ・防災情報の発信はしているが、アンケートでの認知度は低い。	④ 要配慮者(災害時要援護者)支援の推進	①	要支援者システムを活用し、避難行動要支援者名簿を整備するとともに、災害リスクの高い要支援者を把握し、自主防災会や市社協、福祉専門職と協働し、個別支援計画の段階的な作成支援を行う。	継続更新	3-(4)-① 3-(4)-②
		② 尼崎市避難行動要支援者避難支援指針のもとに、避難行動要支援者の避難支援体制を市民、事業者、関係団体、関係機関とともに整備する。					福祉専門職と連携した支援体制の構築に向け、市と福祉専門職との災害時連携マニュアルを策定する。	継続更新	3-(4)-②
		③ 社会福祉施設等に協力要請を行ない、福祉避難所の拡大等に努める。					災害情報を必要な地域、グループへ配信を行うことができる携帯電話網を活用した「防災情報伝達システム」を活用し、支援関係者と連携した要配慮者への情報伝達に取り組む。	新規	
		④ 災害時要援護者支援連絡会での意見を踏まえて、福祉避難所の運営マニュアル等の作成を進める。					要支援者が安心して避難ができるよう、多様な避難策の確保と避難所運営等に係る具体的な手順を整理し、支援関係者や市民に共有する。	継続更新	3-(4)-③
							市民が主体的に地域課題に関心をもち、取り組む意識を醸成するために、関係部局や各種団体、支援機関と連携し、地域づくりの拠点である生涯学習プラザを中心として、地域の福祉ニーズ等に応じた様々な学びの場づくりを進める。	(再掲)	3-(4)-①
(5) 安全・安心に暮らせる環境整備	①	高齢者等の見守り活動等とも連携し、各世代に応じた消費者教育や啓発活動を行う。	<p>(主な成果)</p> ①地域包括支援Cや民生児童委員と連携した消費者被害防止に周知、啓発を行った。 ③「防犯カメラ設置中」であることを示すステッカーを、店舗だけでなく、市内小学校・特別支援学校の校門に設置された防犯カメラ付近にも掲示するなど、令和2年3月末時点で協力店舗を含め合計437箇所に掲示している。また、防犯カメラを設置する地域団体等(24団体)に補助を行ったことで、累計155台の防犯カメラが地域によって設置されるなど、地域の防犯力の向上に寄与した。 ④市営・民間住宅のバリアフリーを計画的に進めることで、バリアフリーの住まい・まちづくりが進められた。特に、市営住宅の建替えを計画的に進めることで、バリアフリー性能が確保された市営住宅が増えている。 <p>(課題)</p> ①高齢者を対象とした特殊詐欺被害の増加が懸念されている。 ①多岐にわたる消費者トラブルが発生している中、成年年齢を18歳に引き下げる改正民法が令和4年4月に施行されることに伴い、親権者の同意がなく契約などの法律行為が可能になることから、社会経験の少ない若年層を対象とした消費者教育を教育機関等と連携しながら推進し、若年層の消費者被害を未然に防止する必要がある。	⑤ 安全・安心に暮らせる環境整備	①	高齢者等の見守り活動や教育機関等と連携し、各世代に応じた消費者教育や啓発活動を行う。	継続更新	3-(5)-①	
		② 普段の散歩等、市民それぞれの日常生活の中で気軽に参加できる防犯活動を進める。				居住支援の充実を図るために、民間団体・事業者等と連携した居住支援策の検討等や、賃貸住宅オーナーへの啓発・P令和による高齢者等の入居を拒まない民間賃貸住宅の登録促進を図る。	新規		
		③ 防犯カメラの設置効果について検証を行い、今後のあり方について検討を進める。				高齢期の生活支援の充実や利便性の向上に向け、市営住宅の建替で創出した余剰地を活用し、地域状況に応じた福祉施設、生活利便施設等の導入を図る。	新規		
		④ 住宅・住環境の整備を促進するとともに、放置自転車の対策など、誰もが安全・安心に暮らしやすい環境整備に取り組む。							